

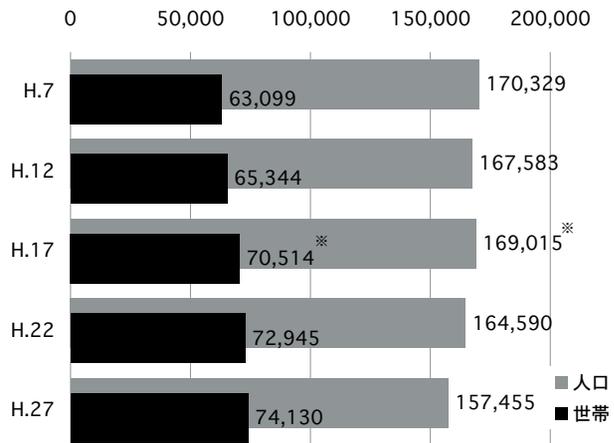
# 1. 都市マスタープラン 策定後の状況

## 1) 本市における社会動向

### (1) 人口、世帯数の状況

- 本市の人口は、平成7年に170,329人でしたが、平成17年2月1日現在では169,989人とわずかながら減少しています。一方、世帯数については、平成7年の63,099世帯から69,119世帯へと増加しています。
- 地域別（総合計画による5地域区分）の動向では鎌倉地域、玉縄地域において人口が増加しており、特に玉縄地域では1,066人と最も多く増加しています。

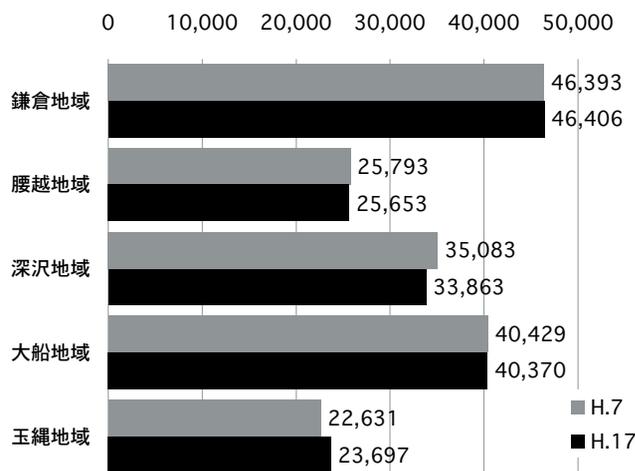
図 人口・世帯の推移及び将来推計  
(資料:企画課、各年10月1日現在)



※平成17年2月1日現在、本市の人口は169,989人、世帯数は69,119世帯となっています。

### 図 地域別人口の推移

(資料:総務課、H.7は10月1日、H.17は2月1日現在)



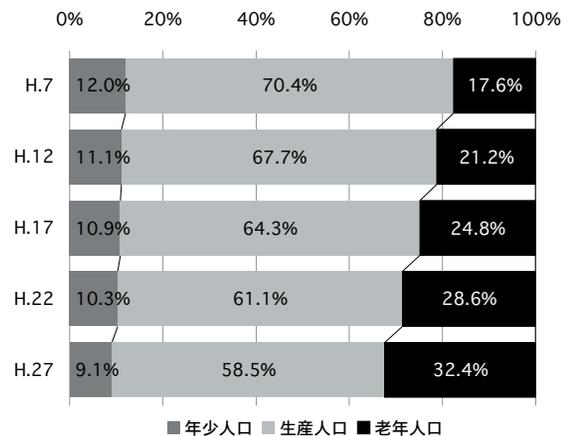
- 将来人口推計では、平成27年に人口は157,455人、世帯数は74,130世帯になると推計されており、今後とも人口減少と世帯数増加の傾向が続くと考えられます。

### (2) 年齢構成の状況

- 鎌倉市の高齢者の割合は、平成7年に17.6%であったものが平成16年4月には23.4%となり、高齢化が進行しています。平成27年には32.4%と、さらなる高齢化の進行が見込まれています。
- 地域別（総合計画による5地域区分）の動向では、年齢構成の状況には大きな較差があり、老年人口が腰越地域は27.1%、鎌倉地域は26.9%と高く、玉縄地域では18.4%と低くなっています。

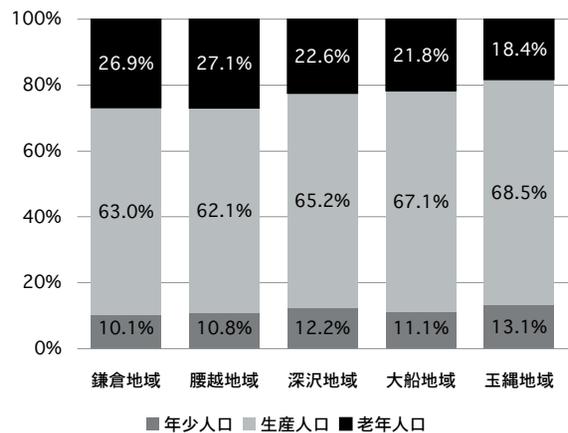
図 人口構成の推移及び将来推計

(資料:企画課、各年10月1日現在)



### 図 地域別の人口構成

(資料:住民基本台帳、平成16年12月31日現在)



※年少人口:0～14才、生産人口:15～64才、老年人口:65才以上

(3) 財政状況

景気の動向は改善の兆しが見られるものの、本市の財政状況は非常に厳しい状態が続いています。これは経済の停滞だけでなく様々な要因が絡み合って現在に至ったものです。本市の財政状況(財政指標等)及び今後の財政見通しは次のとおりです。

①財政の現状

- 財政力指数は平成 10 年度に比べて低下しており、市税収入が落ち込んでいる状況が窺えます。
- 経常収支比率は約 90% という高い比率になっており、経常的収入を経常的支出に充当したあとの余剰がなく、財政的な余裕がなくなっています。
- 実質収支比率は望ましいとされる 3～5% の中に入っていますが、年々低下しています。
- 公債費比率は望ましいとされる 10% を超えて増加傾向にあります。
- 経済変動に対処するための財政調整基金は、財政規模に比べて依然として少ない状況です。
- 以上のことから本市の財政状況は、依然として以下の 4 つの問題を抱えています。

- ①収入基盤が落ち込んでいること
- ②収支構造に余裕がなくなり弾力性がなくなっていること
- ③財政規模から見て、経済変動等に対する基金が少ないこと
- ④行政水準の維持・向上の力が弱くなっていること

表 財政の現状

	財政力 指数※1	経常収支 比率※2	実質収支 比率※3	公債費 比率※4	財政調整基金 現在高※5 (千円)
平成 10 年度	1.291	93.1%	3.8%	8.8%	1,179,486
11 年度	1.232	92.2%	3.7%	10.1%	1,065,216
12 年度	1.162	88.9%	3.2%	11.0%	1,389,298
13 年度	1.147	88.5%	3.5%	11.0%	2,129,501
14 年度	1.167	89.8%	3.1%	10.8%	1,921,743

※ 1: 地方自治体の財政力を示す指標。地方交付税の規定により算定した基準財政収入額を基準財政需要額で除して得た数値の過去 3 年間の平均値。  
 ※ 2: 人件費、扶助費、公債費などの毎年必ず支払う経費(経常的経費)に、地方税、地方譲与税などの経常的な収入(経常一般財源)が充当されている割合。  
 ※ 3: 標準財政規模(地方公共団体の一般財源の標準規模を示す)に対する実質収支額の割合。  
 ※ 4: 一般財源に占める元利償還金(公債費)の割合。  
 ※ 5: 年度間の財源の不均衡を調整するために積み立てられた基金。

②財政見通し

- 収支見通しでは、平成 15 年度から 20 年度までの 6 年間で推計しています。長期的な見通しは、一般的に 5 年間で推計されるケースが多いのですが、本市では退職金などの支出が多い平成 19 年度とせず、その後の状況を見るために推計期間を伸ばしています。
- 財政見通しによると、平成 16 年度から 20 年度の収支不足の累計額は 115.2 億円になると見込まれ、今後、行政水準の向上を図るためには、行財政の構造を大きく変えることが必要になります。
- 財政力向上プラン(平成 16 年度改訂版、行革推進担当作成)において、上記の収支不足額を補うために以下の 6 つの取り組みを行うこととしています。
  - ①職員給与関係費の削減 19.7 億円
  - ②事務・事業費の圧縮 10.3 億円
  - ③市税等の徴収率の向上 8.0 億円
  - ④財産処分等の推進 28.6 億円
  - ⑤その他の収入確保 2.0 億円
  - ⑥市債(臨時財政対策債等)の活用 46.6 億円の調達

表 財政の見通し  
(単位：億円)

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	累計
収入(A)	408.3	415.2	389.9	391.1	392.3	388.6	2,385.4
自主財源	349.1	346.0	346.6	347.7	348.9	345.1	2,083.4
うち市税	334.0	328.8	331.4	332.5	333.8	335.0	1,995.5
依存財源	59.2	69.2	43.3	43.4	43.4	43.5	302.0
支出(B)	385.8	379.7	383.9	393.5	410.5	400.6	2,354.0
人件費	155.2	142.0	144.3	149.2	159.8	148.8	899.3
公債費	42.6	42.9	46.3	47.0	50.3	47.6	276.7
繰出費	96.0	97.1	93.7	95.6	96.3	97.6	576.3
扶助費 <sup>*1</sup>	17.8	19.2	21.1	23.2	25.6	28.1	135.0
その他の経費	74.2	78.5	78.5	78.5	78.5	78.5	466.7
収支差額(C)=[(A)-(B)]	22.5	35.5	6.0	▲2.4	▲18.2	▲12.0	31.4
計画一般財源(D)	22.5	35.5	21.7	22.3	22.3	22.3	146.6
収支差額再計(C)-(D)	0.0	0.0	▲15.7	▲24.7	▲40.5	▲34.3	115.2

(注)

- ・財政力向上プランから作成。
- ・計画事業一般財源の17年度以降は、平成14年度推計を置いています。
- ※1:生活困窮者等に対してその生活を維持するために支出される経費。

#### (4) 特に関心の高い分野

平成16年3月に開催した市民ワークショップやその後設置した部門別及び地域別専門部会の評価・検討作業において特に関心の高かった分野は、次のとおりです。

##### 【防犯】

- 少子高齢化の問題と関連して、空家の発生や地域コミュニティの脆弱化に伴う防犯、防災体制の問題に関心が集まりました。

##### 【住宅地の土地利用】

- 相続などによる土地の売却に伴う敷地の細分化や中高層共同住宅建設など住宅地における居住者や土地利用の変化について関心が集まりました。

##### 【防災】

- 平成16年10月には台風22号が本市にも接近し、がけ崩れや浸水等の被害が多数発生しました。また、同じく10月に新潟県中越地震が発生したことから、防災に対する関心が集まりました。

##### 【まちづくりの要素】

- まちづくりにおける不可欠な要素として、ノーマライゼーションの理念の実現や地域コミュニティ強化の必要性にも関心が集まりました。

##### 【緑地】

- 緑地に関しては、開発の抑制について引き続き大きな関心が持たれていましたが、緑地の適切な維持管理に関する問題意識も高まってきました。

##### 【工業系地域の土地利用転換】

- 工業系地域における工場の撤退とそれに伴う中高層共同住宅等の建設という大規模な土地利用転換に対して、本市における産業の衰退を懸念するとともに、その地域の急激な変化がもたらす影響について関心が集まりました。

##### 【世界遺産】

- 世界遺産への登録を目指した準備が行われていますが、このことに関連した歴史的遺産の保全、まち並みの形成、観光のあり方についてなどの論議が高まり、今後の本市の大きなテーマとなる可能性があります。

#### (5) 市民参画の状況

- 多くの市民参画を得て策定した都市マスタープランですが、その実現に向けた個別計画の策定や拠点整備の基本構想等の策定時においても、市民参画が一般化しています。
- 市民が主体となった地区ごとのまちづくりのためのルールづくりや特定のテーマに関する活動が活発化しています。

## 2. 都市マスタープラン全体に対する評価・検討

策定から6年余が経過した都市マスタープランですが、その中で掲げられた方針の実現に向けたこれまでの取り組み状況等を踏まえ、ここでは都市マスタープラン全体に対する評価・検討結果を示します。

### 1) これまでの将来都市像を引き続き継承

- 都市マスタープラン(本編)は、下図のとおり本市の将来都市構造を市民等の参画により明らかにしたという点で大きな意義があると考えます。
- この将来都市構造は、本市の主要な要素である緑、市街地構造・土地利用、交通、拠点・ゾーンを考慮して考えられています(詳しくは、本編18ページから23ページ参照)。
- その都市マスタープランで位置づけている将来都市像に沿った個別計画が策定され、様々な具体的施策の推進を図っています。

- 一方、市民主体のまちづくり活動が活発化しており、都市マスタープラン実現のための取り組みが市民の側からも進められています。
- 策定から6年余の間で、将来都市像に向けた取り組みが進んでいるもの、あるいは足踏み状態にあるものなど、それぞれの進捗状況に較差が見られますが、都市マスタープラン自体、30年の計画期間を見込み、まちづくりの長期的な方向を示しているものであることから、5年余の期間の経過だけでは、評価することが難しいものもあります。
- またこの間の社会経済情勢や市民意識の変化が現行の都市マスタープランの理念及び意義を根本的に見直さなければならない状況までには至っていないと考えます。
- これらの状況から、基本的には都市マスタープランに示されている将来都市像を継承し、引き続き実現に向けた取り組みをすることが妥当と言えますが、より実効性を高めるため、今後においては次の点に留意することとします。

図 将来都市構造図



## 2) 取り組みの重要度・優先度の明確化

- 都市マスタープランにおいては、ハードの整備という狭義の都市計画の範囲にとらわれずに、ソフト面も含めた広義のまちづくりについて、その方針を11部門に分類して示しています。地域についても本市の都市構造や日常生活上の交流範囲を考慮して、行政区域である5地域よりも細分化した11地域についての方針を示しています。その中で、マスタープランを実現していく上での必要性、緊急性、あるいは行政計画としての熟度に応じて、重点事業・地区を示していますが、それら以外の取り組みについての重要度、優先度が示されていません。
- このことが、都市マスタープランを十分作用させない要因の一つとも考えられることから、今後においては費用対効果も視野に入れながら、きめ細かな到達目標の設定も検討する必要があります。

## 3) 具体的な事業手法の明確化

- 都市マスタープランでは将来都市像を方針という形で示しています。その方針に沿った具体的な取り組みについての多くは個別計画に委ねられているのが実情であることから、市民から見ると都市マスタープランだけでは将来都市像が必ずしも明確に把握できないという指摘を受けることにもなりかねません。
- このため将来都市像がより明確に把握できるよう、具体的な取り組みについても可能な限り示していくことが必要です。

## 4) 動向を反映した見直し

- 平成12年度の地方分権一括法の施行により、地方分権が一層推進されました。これに伴い都市計画事務についても自治事務としての性格がより強固となり、自治体が担うべき役割が以前より増して重要となりました。
- また都市計画提案制度の創設、景観法の制定等、まちづくりに関する新たな仕組みづくりが可能となつています。
- これらのことから、まちづくりにおける都市マスタープランが果たすべき役割は増大し、今後もその性格は強化されていくことが考えられます。
- 今回の評価・検討作業の中では、これらの動向を踏まえ、可能な限りの必要な見直しを行いました

が、都市マスタープランの本格的な改定作業を行う際には、改めてこれらの点に十分考慮する必要があります。

## 3. 各方針に対する評価・検討

ここでは、平成10年策定の都市マスタープラン(本編)に掲げる基本方針、部門別方針・地域別方針、実現の方途ごとの評価・検討結果を示します。

### 1) 基本方針(本編P13～P23)

#### (1) 基本目標についての施策の取り組み状況

本編では、「暮らしに自然・歴史・文化がいきる古都鎌倉」を基本理念として掲げ、この理念を踏まえ、次の6つの基本目標を掲げており、それらに対する施策の主な取り組み状況は次のとおりです。

#### ① 緑や地形を活かした古都にふさわしいまち並みのある都市(みどりともちなみ)

- 三大緑地については、鎌倉広町緑地及び常盤山特別緑地保全地区の都市計画決定に向けた手続きを進めており、台峯緑地についても保全に向けた基本的方向性がまとまりました。
- 法令による規制・誘導のみならず、住民主体の活動により、住環境の保全や都市景観形成について、いくつかの地区でその地区固有のルールづくりが行われています。

#### ② 環境負荷の少ない都市(かんきょう)

- エコアクション21へ参加するなど、市の環境施策への取り組みを明確にしました。
- かまくら環境保全推進会議の開催、環境保全団体に対する支援などの自発的な環境保全活動の促進を行いました。
- 市の施設において太陽光発電などの新エネルギー設備の導入や雨水利用などの水の循環利用を進めました。
- 分別排出や資源物の毎週収集の実施などごみの減量化、資源化に取り組みました。

## ③人と環境にやさしい交通の都市(いどう)

- 渋滞解消のための交通需要管理を施策の中心に位置づけ、社会実験を行いながら具体的な施策の導入を図っています。また、交通バリアフリー法<sup>※</sup>の制定に伴う各種施策や歩く観光の推進から、歩行環境の整備に重点を置いています。
- ミニバス路線網の新設等により、交通不便地域の解消、高齢者などの移動手段の確保、自家用車依存からの転換が図られつつあります。

※「高齢者、身体障害者等への公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」の略。

## ④安心して住み続けられる都市(くらし)

- 高齢者・障害者向けの借上市営住宅を新たに整備しました。
- 地域防災計画の改訂と急傾斜地崩壊危険区域の指定及び拡大を行うとともに、公共施設における耐震補強工事を実施しました。また、応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士の登録を進めたほか、住宅の耐震診断、既存宅地等防災工事助成を行いました。
- 大船駅西口、鎌倉駅構内でエスカレーターを設置するとともに、交通バリアフリー法に基づく、「移動円滑化基本構想」を策定しました。また、民間の福祉施設に対する整備助成を行ったほか、市の施設の整備も進めました。

## ⑤鎌倉ならではの多様な産業が根づく都市(なりわい)

- 玉縄地域において大規模な工場跡地が住宅用地等に転換されるなどの変化が見られており、このような土地利用の転換は本市の産業構造に変化を与えるほか、一部地域での人口や交通量の急増は、都市基盤整備の問題も発生させることから、産業のあり方や土地利用の規制誘導策等を検討しています。
- 商業の拠点である鎌倉駅周辺地区、大船駅周辺地区についての基本的な構想を策定し、さらに具体的な計画の検討や策定を行っています。
- 市民農園の整備や鎌倉野菜のPR、秋の収穫まつり、環境保全型農業の推進に取り組んでいます。また、腰越漁港改修の検討を行い、「鎌倉市腰越漁港整備基本計画」を策定しました。
- かまぐららの道の選定、観光案内板の改修や観光案内所の作成を行うなど、観光案内の充実を図りました。

## ⑥皆が共に憩い愉しむ都市(たのしみ)

- 世界遺産登録準備として歴史遺産検討委員会を設置したほか、大仏周辺、仏法寺跡等の重要遺構の確認調査や東勝寺跡、法華堂等の国指定史跡の指定を行いました。
- 鎌倉、大船地域の市民活動センターが同時オープンしたほか、たまなわ交流センター、鎌倉青少年会館、腰越行政センターが開館しました。
- スポーツ施設として、山崎地区温水プールをPFI<sup>※</sup>手法により整備しました。

※PFIとは、プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略で、公共施設等の設計、建設、維持管理及び運営に民間の資金とノウハウを活用し、公共サービスの提供を民間主導で行うことで、効率的かつ効果的な公共サービスの提供を図る考え方。

## (2) 基本方針についての評価・検討

## ー基本方針を引き続き継承ー

- 6つの基本目標について、取り組みの進んだものや不十分であったものなど目標によって状況は様々ですが、本市のまちづくりの根本的な考え方を変更する要因がないことから、基本方針を見直す必要性までは認められないと考えられます。
- 評価・検討委員会においても、環境面をもっと強調していくべきであるなどの議論がありましたが、基本方針を見直すまでの議論にはなりませんでした。
- このため、都市マスタープラン(本編)の基本方針については引き続き継承することとします。

## 2) 部門別方針・地域別方針(本編 P25～P173)

次の視点から評価・検討を行い、部門別方針については本書の第II章で、地域別方針については第III章で、その結果を掲載しています。

## (1) 追加や変更すべき事項への対応

- 都市マスタープラン(本編)の部門別方針及び地域別方針の中で示している将来都市像に対して、大幅な変更を生じさせる社会経済情勢の変化や市民の意識の変革は見られないものの、策定後の法令等の制定や改正、土地利用動向の変化に伴い必要な事項の追加や部分的な変更の必要性が生じました。
- このため、そうした項目の抽出と現状を踏まえた対応について検討を行いました。

## (2) 重点的に取り組む内容の明確化

- 今回の評価・検討作業の中では、市民の意見等を基本に各部門別方針、各地域別方針について、重要度・優先度を考慮した「重点的に取り組む内容」を明らかにすることにより、進むべき方向性をより明確にしました。
- なお、本編の各部門別方針及び各地域別方針の中で「重点事業・地区」を示していますが、これは主に総合計画の実施計画事業との関連を考慮して掲載しています（詳しくは本編 27 ページ参照）。

## (3) 具体的な取り組み内容の明確化

- 部門別方針、地域別方針それぞれにおける実現手法や主体別の役割などに関する内容の多くは個別計画に委ねるものの、都市マスタープランにおいても可能な限り明らかにすることで、市民の側から見ても将来都市像がより明確になります。
- このため、「重点的に取り組む内容」の中で、可能な限り具体的な取り組みについても示しました。

## (4) 「安全・安心のまちづくり」への対応

- 空き巣や自転車盗などの犯罪が近年増加しつつあり、また、不審者等の事案も発生していることから、防犯に関する意識が近年特に高まりつつあります。今回の評価・検討作業においてもこの問題に市民の関心が集まりました。
- このため、本書の「第Ⅱ章 部門別方針」の「7. 都市防災の方針」の中に「安全・安心のまちづくり」の視点から見た取り組みを追加しました。
- 今後は防犯を念頭に置いたまちづくりについてのさらなる論議と、新たな分野の設定など都市マスタープランへの位置づけについて考慮する必要があります。

## 3) 実現の方途（本編 P175～P186）

次の視点から評価・検討を行い、本書の第Ⅳ章でその結果を掲載しています。

### (1) 重点的に取り組む方途

- 都市マスタープラン（本編）に示されている実現の方途を主な柱として継承することとしますが、都市マスタープラン策定後、都市計画提案制度の創設や景観法等の制定が行われるとともに、市民主体のまちづくりに関する活動が活発化するなど変

化が見られます。これらの動向を踏まえて、新たな視点から追加すべき内容あるいは重要度の増している実現のための方途を「重点的に取り組む方途」として示しています。

## 4. 本書の取り扱い

- 平成 10 年 3 月策定の都市マスタープランを本編として扱い、基本的には今後ともこの内容を継承しながらまちづくりを進めていくこととします。
- また今回の評価・検討作業の成果である本書については、本編である都市マスタープランを補足、強化する内容のものとして位置づけており、名称は「増補版」としています。
- したがって平成 10 年 3 月に策定した都市マスタープラン（本編）と「増補版」は一体のものとして取り扱うこととなります。
- なお、地域別方針についてはわかりやすさを考慮して、本編の内容に今回の検討作業の成果をすべて加味したものを「増補版」に改めて掲載しています。
- 「重点事業・地区」については、現在策定作業中である第 3 次総合計画・次期基本計画と密接に関連することから、策定終了後に「重点事業・地区」についての見直しを行うこととします。
- 以上の取り扱い方を図式化すると 16 ページのとおりとなります。



図 本編と本書の取り扱い方

